令和８年教育福祉委員会会議録

１．招集年月日　　令和８年６月３日（水）

２．招集の場所　　可児市役所５階第１委員会室

３．開　　会　　令和８年６月３日　午前11時33分　委員長宣告

４．協 議 事 項

１　協議事項

（１）陳情第５号　「ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」の陳情書審査のための陳情者の参考人招致の可否について

（２）陳情第６号　「慰霊碑管理に対する要望書について」の陳情書審査のための陳情者の参考人招致の可否について

５．出席委員　（７名）

委員長	天羽良明	副委員長	田口豊和
委員	林　則夫	委員	冨田牧子
委員	川合敏己	委員	松尾和樹
委員	酒向さやか		

６．欠席委員　なし

７．職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	平田祐二
議会事務局書記	今枝明日香	議会事務局書記	横田郁子

開会　午前11時33分

○委員長（天羽良明君）　それでは、教育福祉委員会をただいまから開会をいたします。

協議事項は、陳情第５号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書と陳情第６号　慰霊碑管理に対する要望書についての審査のため、参考人を招致して意見を聞くかどうかを議題といたします。

可児市議会基本条例第６条第４項において、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、必要に応じて請願及び陳情した者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと定めています。

それでは、今回提出されました陳情について、陳情の提出者を参考人として招致をして意見を聞くかどうかを決定したいと思います。

まずは、陳情第５号のほうから決めたいと思います。

こちらは千葉県の方からですが、委員会で取り扱われる際には説明をしたいという一文が入っていました。

これについて御意見のある方はお願いをいたします。

○副委員長（田口豊和君）　お疲れさまです。

メッセンジャーＲＮＡワクチンについて、これって国の方策であって、僕らが何かできることではない気がするのと、ワクチンについてはすごく専門的で、論文を１個１個見なきゃいけないようなことになるので、ちょっと判断がしづらいのかなというふうに思いまして、参考人招致は見送って陳情自体も聞きおきでいいのかなというふうに思いました。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ほかに意見はございませんので、参考人を招致しないという決定について賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、参考人を招致しないことに決定いたします。

それでは続いて、陳情第６号です。

こちらは、市民の方からの提出となっております。

陳情の提出者を参考人として招致をして、意見を聞くかどうかについて御意見のある方はお願いいたします。

○委員（冨田牧子君）　私は、これは陳情ではあるけれど、本当に要望がしっかり含まれていて、特に可児市のことですので、参考人として来てもらうことはもういいと思うんですね。ここにたくさん書いてありますよね、経過がね。だけど、やっぱり市として今まで慰霊祭もやったりいろいろしていましたよね。こういうことに対してどうしていたのかということで、市のほうのいろんな意見を聞きたいとそういうふうに思っているんですけど、この件に関しては。参考人となると、ここに書いてあることをまた説明してもらわないといけないことに

なるので、皆さん高齢の方ですし、その個別のところの慰霊碑の話だけお聞きしてもちょっと仕方がないので、参考人は呼ばないけれど、市のほうに聞きたいです。

○委員長（天羽良明君）　そういうふうな御意見ですね。ありがとうございます。

ほかに発言はございませんか。

○副委員長（田口豊和君）　僕はそこまで深く考えなかったんですが、全国的にそういう慰霊碑の無縁化というのは問題になっているようで、僕的に、自分のおじいちゃんとかは特に戦争で死んじゃったとかではないので遺族ではないんですが、そういう方たちの話ってあまり聞いたことがなかったので、遺族会の委員か、会長さんのお話を聞いた上で市に聞きたいなと思いました。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

そのほかございませんか。

○委員（川合敏己君）　大変詳しい資料が載っておりますので、読んでいて本当に現状がよく分かるもの。これにプラスして、何か加えて説明がなされたいというこの会長さんの御意向があるんであれば、私はそれは参考人として招致してもいいとは思います。ここの内容の繰り返しということであれば、わざわざ御足労いただく必要もないのかなとは思うんですが、要するに会長さんの御意思がどこにあるのかというので、もしいらっしゃりたいということであれば、ぜひ来ていただくのもいいのかなというふうには私は思います。

同じものは市長のほうにも提出されているので、まさに冨田委員がさっきおっしゃられたように、やはり市としてどう考えているかということをやっぱり私は、これは多分一般質問で過去にも取り上げて聞かれた方もいらっしゃると思いますけれども、私、そういうところで市の考えというのはやっぱり非常に関心のあるところ、そういう時代に今もう入ってきたかなあというふうに思います。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○委員（林　則夫君）　これ二、三十年前までは、忠霊塔の前で戦没者慰霊祭というのをやっておったんですが、今、市で合同でやるもんですから、文化創造センター アーラでやるもんですから、忠霊塔に集まる機会というのはほとんどないと思いますし、遺族会というのも今高齢化しちゃって、だんだん人数も減っちゃっておるような状況なんで。忠霊塔が一部傾きかけたところもあることも承知はしております。以前にもこれは問題になったことがあるんですが、それは承知しておるもんですから、別に参考人の方の説明を聞かなくても、何とか対応できるような方策を考えてあげたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、参考人の招致は要らないと思います。

○委員長（天羽良明君）　ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

私のほうからも、ちょっと皆さん、もし意見あったらまた後で聞かせていただきたいんですが、私はぜひ聞きたいという思いがあります。そういうふうで、地域地域にそういう慰霊

碑があるわけですが、それぞれの議員の皆さんも話を直接聞かれたりしていると思いますが、私はこの数年でこの報告、要望にあったように、一つにまとめてもいいというそういうふうに考えが変わってきているんだなというのを、すごく変化を感じましたので、そういったところを多分会長さんとしては、執行部にもお話は通しているとは思うんですが、市民の声を聞いていただいている議員、そして委員会、議会にという気持ちがあって、この陳情、要望書を思い切って作られたと思いますので、ぜひお話を聞いてみたいというふうに思います。スケジュール等もあるかと思いますが、また加えてこの書面に表れていないことのお話などもあるのかも含めて、ぜひ参考人の方の話を聞いてみたいというふうに私は思っております。

皆さん、そのほか御意見ございませんでしょうか。

○委員（川合敏己君）　以前はこういうのがあったり、請願とかあったりしたときは事前にちょっと、私、提出者に確認して、参考人として御意見を述べたい思いはありますかということで事前には聞いていたんですけど、今回はどうですか。聞かれていますか、そこは。もし、本人が特に意思がないんであれば、私は呼ぶ必要もないと思ってはおりますけれども、その点ちょっと教えてください。

○委員長（天羽良明君）　その点についてですが、一応議長からは提出者からぜひ委員会のほうでお話ができるのであれば参考人として話をしたいという話が来ているということは聞いております。私からはまだ聞いてはおりませんが、今日皆さんと一緒に結論を出してからお願いをしようとしておりました。

○委員（松尾和樹君）　僕も川合委員の言われる部分をちょっと聞いておきたいところなんですけれども、参考人に該当する方が思いを持って発言をしたいということでしたら、それは聞いてみたいということに賛成なんですけど、その方と委員長は何かお話をされたかどうかということですね。

○委員長（天羽良明君）　私はしておりません。

○委員（松尾和樹君）　そうなんですね。

○委員長（天羽良明君）　議長からは聞いておりますということです。

○委員（松尾和樹君）　議長はされたんですか。

○委員長（天羽良明君）　そうですね、受け取るときに。

○委員（松尾和樹君）　思いがあるということですね。

○議会事務局長（鈴木賢司君）　要望書を頂くときに私も同席させていただいたんですけれども、委員長から陳情者にしっかりと意向を確認していただいたほうがいいと思います。その受け取ったときには、出席要求を求められれば説明に行くよというふうな言い方をされたのか、自分がぜひともそこのところに行って説明したいというふうに言われたのか、ちょっとどちらがどっちかが分かんないので。

なので、ぜひとも自分が行きますという話ならばここで採決を取ってもらって、その上で要らないということならばそもそも来られないという話でしょうし、こちらのほうからもうとにかく来てくれという話ならばそういう話でしょうし、ちょっとそこは委員長に確認を陳

情者にしてもらわないと、どっちなのというところの区別がつけられないんですよね。

いずれにしても、ここで採決を採っていただいて、参考人招致は要らないという話になれば、本人さんの意向があろうが議員さんからの申出があろうが、参考人を呼ばないという話なのでいいでしょうけれども、もしここで呼ぼうという話になるとどうなのというところは、やっぱり出るのか出ないのかというところは本人のところもよるところもありますので、そこは本当ならば確認しておいていただきたかったなというところはありますね。今さらの話なんですけど。

○委員（冨田牧子君）　ちょっとさっきの委員長のお話はおかしいと思うんですよね。だから、こういう話がありますという話はしてもらってもいいんだけど、呼びたいというふうなことをそこで表明されるということはおかしい。ここでみんなでどうするかと決めて、委員長は採決に加わらないわけだから。そこで、でも私としてはこういう話を聞いていますということはおっしゃってもらってもいいんだけど、先ほどは行き過ぎた発言だったというふうに思いますけど。

○委員長（天羽良明君）　実際問題、私としては御本人さんの話をちょっと聞いていないんですが、その話を聞くお時間をちょっといただきたいなという気持ちがありますが、今さらでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員（冨田牧子君）　委員長の希望は入れたらいけません、この場合は。

○委員長（天羽良明君）　分かりました。

○委員（冨田牧子君）　これを参考人として呼ぶかどうかということを皆さんに諮って、それの採決を採るということなので、あなたの意見は言わなくていいです。ちょっと逸脱しておるよ。

○委員長（天羽良明君）　その参考人のほうに声をかけていないことは事実ですので、その声をかけさせていただくことのおいとまをいただくことはできますでしょうか、今さらですが。

○委員（川合敏己君）　ちょっとすみません。進め方として、例えば委員会として今の段階では必要ありません、ただ本人が立ってぜひ説明にお伺いしたいという話であれば、来ていただくというような決め方じゃ駄目ですか。

○議会事務局長（鈴木賢司君）　ごめんなさい、本当はこの進め方もやり方が違っているんですよね。これは申合せの内容と違っていて、これはもともと陳情者からの出席要望がある場合、または委員の中から陳情者を呼びたいという出席要求を求められたときに、じゃあどうしようかというところで、ここで委員会を開催して賛否を問うというそういうなので、陳情者が出たいというふうになったとしても、ここで入れませんという話になったらもう出ることができないということなんですよね。

なので、委員長としては、陳情者が出席要望を求めていますよというところで今回開いているよ、その上で賛否を問いますよという、そういうのが本来の流れなので、もう今さらの、要は出席の要望があるとかないとかというところの次元を超えちゃっているので、なのでも

う賛否を問うしかないですね。なおかつ参考人としても、陳情者をして参考人として呼ぶのか、執行部局を、要は出席要求するのかという、これが参考人に当たるのか分かんないんですけど、出席要求という話になるので、参考人という形じゃないと思うんですけど、それをどうするのかというところの２通りを諮っていただくということになると思うので。なので、今さらの話です。

○委員長（天羽良明君）　そういうことですね、分かりました。

それでは、今意見を皆さんから聞いたんですが、執行部の考えを聞きたいという御意見はありました。また、その辺の部分も含めて、この参考人の招致を採決したいというふうに思っておりますが、まずは参考人を、この陳情書、要望書を出していただいた方を参考人として呼ぶかどうかというところをまず１個目、その後執行部を参考人として呼ぶかどうかというこの２つを皆さんとお諮りしたらいいと思いますかね。これでいきます。

それでは、陳情者の方を参考人として呼ぶか呼ばないかのことについて諮りたいと思います。呼ぶことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手少数でございます。陳情者の方を参考人としては招致しないことに決定いたしました。

続きまして、執行部を参考人として招致をするかどうかということを諮りたいと思います。執行部を呼ぶということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、執行部のほうを参考人として呼ばせていただくことに決定したいと思います。

執行部ですので、６月19日の委員会の日に来ていただけると思いますが、私のほうから頼みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これで教育福祉委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会　午前11時52分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年６月３日

可児市教育福祉委員会委員長